

議案第 56 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 16 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「22,200 円」を「23,040 円」に改め、同項第 3 号中「33,300 円」を「34,560 円」に改め、同項第 4 号中「44,400 円」を「46,080 円」に改め、同項第 5 号から第 7 号までを次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者 52,020 円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が 125 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）次号イ、

第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 57,600円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 64,500円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

第3条第1項に次の5号を加え、同条第2項を削る。

(8) 次のいずれかに該当する者 69,120円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 73,740円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第
11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 85,260円

ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満である者であり、か
つ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに
該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 92,160円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者
を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 96,780円

第5条第3項中「、第4号口、第5号口又は第6号口」を「若しくは第4号
口又は第3条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号
イ若しくは第11号イ」に、「第6号まで」を「第4号まで又は第3条第5号か
ら第11号まで」に改める。

第10条第1項ただし書中「(昭和25年法律第226号)」を削り、「同条
第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第39条第1項第3号」を
「第39条第1項第2号」に、「第3条第1項第3号」を「第3条第2号」に改
める。

第12条第2項第1号中「第115条の39第1項」を「第115条の45
第1項」に改める。

附則第2条の見出し及び同条第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項第1号の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、改正後の第3条の規定にかかわらず、40,500円とする。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成10年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第16条第4項第2号ア中「第3条第1項第4号」を「第3条第4号」に改め、同号イ中「第3条第1項第5号から第7号まで」を「第3条第5号から第12号まで」に改める。

理 由

介護保険法に基づき平成21年度から平成23年度までの各年度の保険料率を定めるとともに、特に生計を維持することが困難であると認められる者に対する保険料の減額の特例措置を平成23年度まで延長するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。